

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は健康管理関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>大町町では、健康増進法、地域保健法及び母子保健法並びに予防接種法等に基づき、全ての住民を対象に各健(検)診および予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。また番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行及び訪問指導など住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。</p> <p>②地域保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行の事務を行う。</p> <p>③予防接種法に基づき、BCGおよび四種混合等の定期予防接種の実施及び予防接種情報(予診情報・予防接種記録)の管理、請求支払システムを活用した情報連携、予防接種対象者に対する通知書発行、予防接種自己負担金の減免、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行う。</p> <p>④各健(検)診および予防接種の健(検)診結果および予防接種結果の蓄積事務を行う。</p> <p>⑤各健(検)診および予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行を行う。</p> <p>⑥高齢者の医療に関する法律に基づき、特定健診特定保健指導に関する事務を行う。</p> <p>⑦母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、未熟児養育医療の給付及び費用の徴収、新生児等の訪問指導健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>⑧子ども・子育て法に基づき、妊婦支援給付金の支給や利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業)の実施に関する事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名 4. 予診情報・予防接種記録管理/請求支払
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表14、44、70、85、111、126、127の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第40条、第54条 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	① 健康増進事業 (1) 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139項 (2) 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139項 ② 予防接種事業 (1) 情報提供 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、28、153、154項 (2) 情報照会 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153項 ③ 母子保健事業 (1) 情報提供 番号法第19条第6号及び第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95項 (2) 情報照会 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、160項 ④ 子ども・子育て支援事業 (1) 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155項 (2) 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康課健康づくり係
②所属長の役職名	子育て・健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て・健康課健康づくり係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5000番地 0952-82-3186
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う場合は、本人からの情報取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているため「十分である」と判断する。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	大町町特定個人情報の取扱いに関する管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。・情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

